

## 食品衛生法第3条 食品等事業者の責務

我が国における大規模な食中毒事件の発生、輸入食品の違反事例、BSE(牛海綿状脳症)に対する国民の不安やパニックが最高潮に達した平成15年、議員立法により「食品安全基本法」が創設された。

これに関連して、食品の安全についての基本法である「食品衛生法」の第1条「目的」が改正されるとともに第3条「食品等事業者の責務」が新たに創設された。

### 第1条の改正内容

旧 「公衆衛生の向上及び増進に寄与する」

新 「食品の安全性の確保」「国民の健康の保護を図る」

### 食品衛生法第3条(新設)

平成15年の法改正により、食品等事業者の自主管理を促進するという観点から、事業者は自らの責任において販売食品等の安全性を確保するため、様々な取組みを行うよう努めなければならないという責務が法律に明確に規定された。

食品の安全性確保のための自主的な取組みの例としては、

- ① 関係法令や最新技術に関する情報収集などによる食品衛生に関する知識や技術の習得
- ② 自主検査結果の確認などによる原材料の安全性の確保
- ③ 販売食品等の自主検査の実施
- ④ 仕入れ元の名称など必要な情報についての記録・保存
- ⑤ 食中毒発生時に、その記録の国、自治体への提供、問題の食品の回収・廃棄などの措置の的確。迅速な実施などが考えられる。

なお、これらはいくまで例示であり、例えばすべての食品等について自主検査を実施しなければならないというものではない。食品等事業者が、各事項の必要性等をよく分析し、実施することが期待されている。

また、これらの責務は、「努めなければならない」とする努力規定なので、食品等事業者が責務を守らなかったからといって、罰則がかかるというものではない。

いずれにしても、罰則がかからないからといって、責務を守らないというのではなく、この規定が設けられた目的をよく理解し、実施可能な範囲から取り組み、食品の安全の確保に努めることが大切である。

注)この解説は、平成15年当時の法律改正に伴い作成されたものである。

その後、食品衛生法が改正されハサップに沿った衛生管理が導入されてからは、食品衛生法第3条の規定がより明確に実施されるようになった。